

## 茨城県・つくば市の状況

筑波山で太陽光発電施設の建設計画が相次いだことを受けて、つくば市は、土砂災害の防止と景観の保全を目的に、市内の一部の区域で施設の建設を禁止する条例を制定することを明らかにしました。

これは4日、つくば市の市原健一市長が、定例の記者会見で明らかにしたものです。

筑波山の中腹では、4か所でそれぞれ別の事業者が太陽光発電施設の建設を計画し、1社はすでに工事を始めていますが、地元の住民の反対を受け1社が申請を取り下げたほか、展望の著しい妨げになるとして2社には県からの許可が下りませんでした。

こうしたことから、つくば市は、市内の一部の区域について土砂災害の防止と景観の保全を目的に、太陽光発電といった再生可能エネルギーの発電施設の建設を禁止する条例案をまとめました。

条例案では、筑波山と宝篋山の土砂災害警戒区域や国定公園の中で特に保護が必要な地域での発電施設の建設を禁止し、条例に違反した上、勧告にも従わない場合には、事業者の氏名や住所などを公表するとしています。

つくば市は、この条例案について市民の意見を募った上で、6月の定例市議会に提案することとしています。

つくば市によりますと規模などの制限を設けずに発電施設の建設を禁止する条例の制定は、全国でも初めてだということです。

つくば市の市原健一市長は、「条例によって市のシンボルである筑波山を守るとともに、住民の安心と安全の確保に努めたい」と話しています。

太陽光発電施設の建設計画に反対している地区の渡邊一雄区長は、「住民の不安が高まっている中、条例によって、住民の安心を取り戻せることを期待しています」と話しています。

